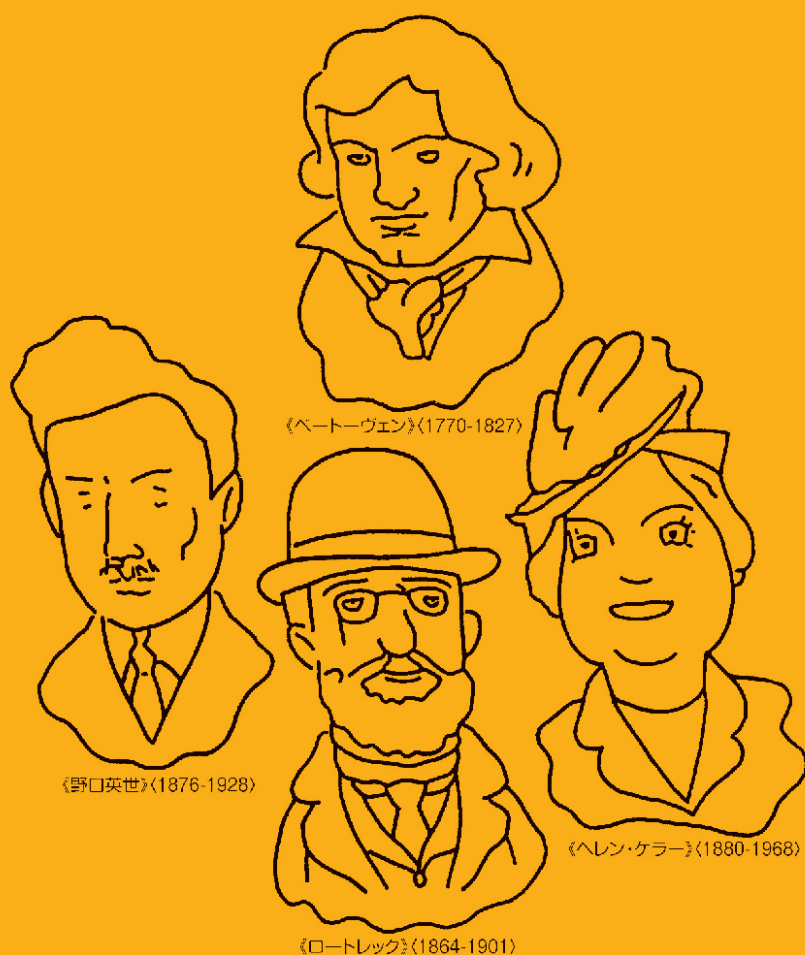


障がい福祉のしおり



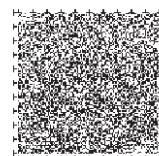
函館市

も く じ

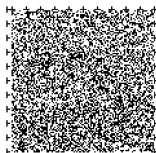
- 1 相談の窓口
- 2 障害者手帳
- 3 手 当
- 4 年 金
- 5 保険・貸付制度
- 6 健康・医療
- 7 総合支援法のサービス
- 8 その他のサービス
- 9 日常生活の援助
- 10 各種軽減措置
- 11 郵便不在者投票
- 12 雇用安定制度
- 13 災 害 対 応
- 14 施 設 等

参 考 資 料

そ の 他



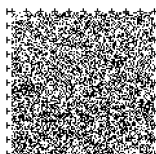
音声コード Uni-Voice

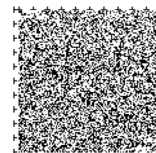


障がい者シンボルマーク

障がいのある方への理解や配慮を進めるため、下記のようなマークが定められております。

	名称・概要等	所管先（マークに関する問い合わせ先）
	<p>○障がい者のための国際シンボルマーク</p> <p>すべての障がい者を対象に、障がいのある方が容易に利用できる建物・施設であることを示すマークです。このマークの使用については、国際リハビリテーション協会が定める基準を満たすことが必要です。（マーク色：青地に白）</p>	<p>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会</p> <p>☎ 03-5273-0601</p> <p>FAX 03-5273-1523</p>
	<p>○視覚障がい者シンボルマーク</p> <p>視覚の障がいを示す世界共通のマークです。このマークは、手紙や出版物のほか、歩行用などに自由に使用してよいことになっています。（マーク色：青地に白）</p>	<p>社会福祉法人日本盲人福祉委員会</p> <p>☎ 03-5291-7885</p>
	<p>○耳マーク</p> <p>聴覚に障がいがあることを示すマークです。聴覚障がいの方は、見た目にはわからないため、誤解や不利益を受けやすく、また情報の取得が困難です。コミュニケーションのとり方に配慮が必要です。（マーク色：明るい緑）</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p> <p>☎ 03-3225-5600</p> <p>FAX 03-3354-0046</p>
	<p>○ヒアリングループマーク</p> <p>補聴器や人工内耳に内蔵されているテレコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。（マーク色：緑、黒文字英語でヒアリングループ）</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p> <p>☎ 03-3225-5600</p> <p>FAX 03-3354-0046</p>
	<p>○ハートプラスマーク</p> <p>体の内部（心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能）の障がいを示すマークです。（マーク色：青地に白、ハートと十字は赤）</p>	<p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p> <p>☎ 080-4824-9928</p>
	<p>○オストメイトマーク</p> <p>人工肛門・人工ぼうこうを使用している方（オストメイト）のための設備があることを示しています。オストメイト対応トイレの入口や、案内誘導のプレートに表示されています。（マーク色：黒地に白）</p>	<p>公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団</p> <p>☎ 03-5844-6265</p> <p>FAX 03-5844-6294</p>
	<p>○身体障がい者標識（よつばマーク）</p> <p>身体の障がいのため、運転免許証に条件を付されている方が運転する車両に表示するマークです。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みなどを行なうことは、道路交通法により原則として禁止されています。（マーク色：青地に白）</p>	<p>警察庁交通局交通企画課</p> <p>☎ 03-3581-0141(代)</p>
	<p>○聴覚障がい者標識</p> <p>聴覚に障がいのある方が運転する車に表示するマークです。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みなどを行なうことは、道路交通法により原則として禁止されています。（マーク色：緑地に黄色）</p>	<p>警察庁交通局交通企画課</p> <p>☎ 03-3581-0141(代)</p>
	<p>○ほじょ犬マーク</p> <p>身体障害者補助犬法に基づく身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。公共・民間の別なく、施設や交通機関への補助犬の同伴が認められています。（マーク色：青）</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室</p> <p>☎ 03-5253-1111(代)</p> <p>FAX 03-3503-1237</p>
	<p>○ヘルプマーク</p> <p>義足や内部障がい、難病や妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、思いやりのある行動をお願いします。（マーク色：赤地に白）</p> <p>※函館市障がい保健福祉課， 亀田福祉課， 湯川福祉課， 保健予防課の窓口で配付しています。</p>	<p>東京都福祉局障害者施策推進部企画課社会参加推進担当</p> <p>☎ 03-5320-4147</p>





はじめに

この“しおり”は、障がいのある方が利用できる各種制度の概要を、日常生活援助・各種軽減措置・年金・医療などに分けて、説明・紹介したものです。

市では、障がいのある方が明るく、豊かな生活を送ることができるよう、各種事業を行っております。

このしおりにより、一人でも多くの方が福祉制度を理解され、活用いただければ幸いと存じます。

令和6年3月

しおりをご覧になる前に

1. このしおりの内容は、原則として令和5年8月1日現在の内容で作成しております。なお、一部に作成日現在や令和6年度に向けた内容で記載している場合もあります。今後、制度の内容が変わる場合がありますので、くわしくは各窓口にお問い合わせください。
2. このしおりに掲載した制度のご利用にあたっては、事前に手続きが必要な場合がありますので、申請等の前に窓口にお問い合わせください。
3. しおりに掲載されている関係機関・施設などの住所・電話番号は、都合により変更（移転）する場合がありますので、ご注意ください。
4. 各ページの隅についているマークは「音声コード」といいます。スマートフォンアプリ「ユニボイス」※や「視覚障害者用活字文書読上げ装置」※を使用して、しおりの内容を音声で聞くことができます。

※ Uni-Voice（ユニボイス）アプリについて

iOS・Android用に無償提供されているアプリで、一般向けの「Uni-Voice」と視覚障がい者向けの「Uni-Voice Blind」の2種類があります。このアプリで音声コードを読み取ると、印刷物の内容を音声で読み上げることができます。

※ 視覚障害者用活字文書読上げ装置（スピーチオ、テルミー）について

視覚障害者用活字文書読上げ装置は、印刷物の文字情報を記録した音声コード（このしおりの隅に添付されている四角のマーク）を読み取ることにより、文字情報を音声で読み上げることができる装置です。日常生活用具の「視覚障害者用活字文書読上げ装置」として、視覚障害1～2級の方を対象とした給付種目となっています。（35ページをご参照ください。）

